

# 「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案に対する意見」を公表

提言



亀澤宏規

かめざわ ひろのり  
副会長  
経済法規委員長  
三菱UFJフィナンシャル・グループ会長



奥田健太郎

おくだ けんたろう  
副会長  
経済法規委員長  
野村ホールディングス社長

## 株式の発行のあり方

令和元(2019)年会社法改正から7年が経過する中、企業を取り巻く環境は、デジタル化の進展やグローバル競争の激化に加えて、地政学的リスクの高まりや経済安全保障の重要性の増大など、かつてない規模とスピードで変化している。国際環境が激変する状況において、企業には迅速かつ柔軟な意思決定と持続的な成長の実現が求められており、企業活動を支える法制度のあり方についても、不

断の見直しが不可欠となっている。

こうした中、法務省の法制審議会会社法(株式・株主総会等関係)部会では、2025年4月から会社法改正の検討が進められている。今般、株式の発行、株主総会、企業統治等のあり方に関する規律の見直しなどについて、「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリックコメントが募集された。

そこで経団連は、日本企業の国際競争力の強化、ひいては日本経済の持続的な成長を実現する観点から、「中間試案」に対し、意見をとりまとめ公表した。主要な点は以下の通り。

現在、上場会社では取締役等に限って、報酬として株式を無償で交付することが認められている。従業員や子会社の役員にも株式を付与する場合は、現物出資構成による複雑な手続きが必要である。このため、会社法上の株式の無償交付の対象に従業員等を含めることが検討されている。

株式の無償交付の対象範囲を用人等に拡大する規律については、株主総会決議を不要とする提案に賛成し、株主総会決議を必要とする提案および両案の併存案に反対する。株主総会決議が不要であれば取締役会決議のみで実施でき、人材確保等に資する一方、株主総会決議が必要となると現行より規制強化となる可能性がある。

株式交付制度については、子会社株式の追加取得を一般的に株式交付の対象とする提案に賛成し、一定の要件を満たした場合に限る提案には反対する。親子会社関係の強化に向けて、柔軟な追加取得を可能とすべきである。

## 株主総会のあり方

現在、産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた上場会社のみが、バーチャルオンリー株主総会を開催できる。今後は、会社法上も制度化し、全ての会社が開催できるようにすべく議論がなされており、議論の方向性は望ましい。

ただし、バーチャルオンリー株主総会について会社法で規律を設けるにあたっては、緊急時も見据えて、全ての企業が迅速に利用できるよう、定款の定めを不要とすべきである。また、バーチャルオンリー株主総会を実施する際に保存する通信記録等の内容は、必要最小限にすべきである。

機関投資家の多くは株式の保管や管理を銀行などに委託しており、株主名簿上の名義人と実際の投資者(実質株主)が一致しないことが多い。このため、企業が実質株主に情報提供を求めることができる「実質株主確認制度」の導入に向けて議論されている。

実質株主確認制度について、株式会社が実質株主を確認する際に、仲介機関が株式会社

に実質株主の情報を提供しない場合等には、過料に加えて株式の議決権停止の制裁を認めるべきである。過料では抑止力が不十分であり、海外の名義株主等に科すことが困難なためである。

事前に議決権が行使された場合における株主総会の議決の合理化については、事前の議決権行使により決議要件を満たした場合、株主総会決議があったとみなす制度を創設する提案に賛成する。事前の議決権行使により、決議の成立が事実上確定しているケースが大半であり、株主総会運営の負担軽減につながる。

株主提案権の行使要件について、1%以上の議決権または300個以上の議決権を有する株主が株主提案権を行使可能であるところ、「300個」という議決権数の要件を廃止する案が検討されている。

株主提案権の議決権数の見直しについては、300個要件を廃止する提案に賛成し、個数を引き上げる提案には反対する。投資単位の引き下げで個数要件を満たしやすくなったため、株主提案の件数が増加し、それに対応する企業の負担も増大している。また、

## 企業統治のあり方

指名委員会等設置会社における指名委員会等の権限の見直しについては、現行の3種類の機関設計の間で、各社の自由な選択が維持されることが重要であり、立法事実を整理すべきである。

責任限定契約制度の見直しについては、責任限定契約の相手方に、業務執行取締役等である取締役および執行役を加えることに賛成する。

事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化については、事業報告等の全開示事項を含む有価証券報告書を提出した場合は事業報告等の作成を不要とすることに賛成する。そして、開示書類に関する法的責任の合理化を引き続き検討する必要がある。

2026年内は引き続き、法制審議会会社法制部会における検討が行われる。経団連として、今後も意見が反映されるよう努めていく。